

防火管理

虎の巻 in 札幌

— Fire prevention management —

札幌防火管理者協会

http://www.anzenkanri.com/sapporo_bouka/



消防法施行令別表第一による

建物全体の用途判定と防火管理者の資格区分

建物全体の用途 (消防法施行令別表第一)			用途例	防火管理者の必要条件	資格区分
(1) 項	イ	劇場、映画館等	スポーツ観戦施設、音楽ホール	収容人員30人以上	300㎡以上 甲種防火管理者
	ロ	公会堂、集会場	児童会館、町内会館、式場		
(2) 項	イ	キャバレー、カフェ	キャパクラ、パブ、ホストクラブ		
	ロ	遊技場、ダンスホール	パチンコ店、ボウリング場		
	ハ	風俗関連店舗	ヘルス、イメクラ		
	ニ	カラオケボックス等	カラオケボックス、ネットカフェ		
(3) 項	イ	待合、料理店	料亭、割烹		300㎡未満 甲種or乙種防火管理者
	ロ	飲食店	レストラン、スナック		
(4) 項		物品販売店舗	百貨店、スーパー コンビニ		
(5) 項	イ	旅館、ホテル	ホテル、ロッジ、民宿		
	ロ	共同住宅、寄宿舎	マンション、アパート、社員寮	収容人員50人以上	500㎡以上 甲種防火管理者 500㎡未満 甲種or乙種防火管理者
(6) 項	イ	病院、診療所	病院、クリニック	収容人員30人以上	300㎡以上 甲種防火管理者 300㎡未満 甲種or乙種防火管理者
		社会福祉施設 (避難困難施設)	グループホーム、特別養護老人ホーム	収容人員10人以上	甲種防火管理者
	ハ	その他の社会福祉施設	保育園、ディサービス、障がい者支援施設	収容人員30人以上	300㎡以上 甲種防火管理者
	ニ	幼稚園、特別支援学校	幼稚園、養護学校、聾学校		300㎡未満 甲種or乙種防火管理者
(7) 項	学校		小・中・高等学校、大学、専門学校	収容人員50人以上	500㎡以上 甲種防火管理者
(8) 項	図書館、博物館		科学記念館、図書館、郷土資料館		500㎡未満 甲種or乙種防火管理者
(9) 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	大規模岩盤浴場付き温泉施設、 ソープランド	収容人員30人以上	300㎡以上 甲種防火管理者 300㎡未満 甲種or乙種防火管理者

注)用途例の用途であっても使用状況によっては用途が変わることがあります。

(9)項	口	公衆浴場	銭湯	収容人員50人以上	500㎡以上 甲種防火管理者
(10)項		停車場	駅舎、地下鉄駅、空港		
(11)項		神社、寺院、教会	斎場、納骨堂		
(12)項	イ	工場、作業場	食品加工場、自動車整備工場		
	口	スタジオ	映画スタジオ、テレビスタジオ		
(13)項	イ	車庫、駐車場			
	口	航空機格納庫			
(14)項		倉庫			
(15)項		事務所等	銀行、美容室、動物病院、 コインランドリー	収容人員30人以上	500㎡未満 甲種or乙種防火管理者
(16)項	イ	複合用途(特定用途含む)			
					300㎡未満 甲種or乙種防火管理者
					(6)項口が含まれる場合は 10人以上
	口	複合用途 (非特定用途のみ)			収容人員50人以上
(16の2)項		地下街	オーロラタウン、ポールタウン、アピア	収容人員30人以上	500㎡未満 甲種or乙種防火管理者
					(6)項口が含まれる場合は 10人以上
				(16の3)項	準地下街
(17)項		文化財		収容人員50人以上	500㎡以上 甲種防火管理者
					500㎡未満 甲種or乙種防火管理者
(18)項		延長50m以上のアーケード	狸小路アーケード	非該当	

は特定用途防火対象物を指します。

は甲種防火対象物を指します。

CONTENTS

CHAPTER 01

第 1 章 防火管理者への第一歩

- 003 防火管理制度
- 004 管理者権限者と防火管理者
- 006 防火管理者が必要な建物
- 008 column 1 防火管理 番外地

CHAPTER 02

第 2 章 防火管理者としての初陣

- 013 消防署への届出
- 014 消防計画の作成
- 018 自衛消防の組織
- 024 column 2 防火管理 番外地

CHAPTER 03

第 3 章 自衛消防力の強化

- 031 自衛消防訓練の実施
- 033 通報訓練の実施例
- 035 消火訓練の実施例
- 036 避難訓練の実施例
- 037 column 3 防火管理 番外地

CHAPTER 04

第 4 章 ハード面での防火対策

- 041 消防用設備等の維持管理
- 045 column 4 防火管理 番外地

CHAPTER 05

第 5 章 消防職員との対面

- 049 消防職員の立入検査
- 051 自主検査の実施
- 053 column 5 防火管理 番外地

CHAPTER 06

第 6 章 統括防火管理者への階段

- 057 甲種防火管理再講習の受講義務
- 059 統括防火管理制度
- 062 column 6 防火管理 番外地

CHAPTER

01

第 1 章

防火管理者への第一歩

- 03 防火管理制度
- 04 管理権原者と防火管理者
- 06 防火管理者が必要な建物
- 08 column 1 防火管理 番外地



防火管理制度

防火管理とは

火災の発生を防止し、万が一火災が発生した場合には被害を最小限に止めるために必要な対策を立て、実行することです。そこで重要になるのが、「自分のところは自分で守る」という自主防火管理です。

過去の火災事例を見ると、防火管理体制に不備があったために火災が発生、拡大して、尊い人命や貴重な財産が失われてしまった事例が数多くあります。

札幌市で重大な防火管理責任を問われた火災～すすきの風俗店火災～

平成20年4月28日未明にすすきの地区で発生した火災では、管理権原者である経営者が重大な防火管理責任を問われ、禁固1年6月(執行猶予5年)の判決が下されました。

火災の概要 建物は、耐火造4階建て、延べ面積約400㎡のソーブランドで、3階備品置き場から出火しました。この火災で3・4階104㎡を焼損し、4階で客1名、従業員2名の合計3名が亡くなりました。

火災の発見 0時12分頃、3階で接客中の従業員が、きな臭さを感じ廊下に出たところ、煙の充満と備品置き場の方向に炎が見えたので「火事だ!」と叫び、火災を知らせました。

通報・初期消火 フロントにいた男性従業員は、上階から「火事だ!」と叫ぶ声が聞こえたので、3階へ駆け上がって火災を確認し、携帯電話で119番通報した後、店内の消火器で初期消火を試みましたが、延焼拡大のため消火できませんでした。

避難 1階から3階にいた客と従業員は全員自力で避難しましたが、4階にいた3名は避難できませんでした。

防火管理上の問題点

- 防火戸の閉鎖障害
階段室を区画する防火戸付近に物品が置かれ閉鎖しなかったため、急速に煙が4階に流入しました。
- 消防用設備等の維持管理の不適
自動火災報知設備の電源が切られ作動しなかったため、在館者が火災に気付くのが大幅に遅れました。

このような悲惨な火災を起こさないためにも、防火管理の重要性を十分理解して、あなたの事業所でも防火管理体制を充実させる必要があります。



「自らの生命、身体、財産は自ら守る」これが防火管理の原則です。



管理権原者と防火管理者

管理権原者とは

防火対象物について正当な管理権を有し、当該防火対象物の管理行為を法律、契約または慣習上当然行うべき者をいいます。

一般的には、防火対象物の所有者や事業所の経営者、所有者との賃貸借契約により入居しているテナントの事業主などが該当します。管理権原者は、防火管理者を選任し、防火管理業務を行わせなければなりません。

管理権原者は防火管理の最終責任者であり、防火管理者を選任することで防火管理責任を免れるものではありません。

管理権原者の例

- 建物の所有者
- 事業所の経営者
- 賃貸借契約により入居しているテナントオーナー
- 共同住宅の場合は、所有者及び各住戸の居住者など

管理権原者の責務

● 防火管理者を選任する責務

防火管理者を選任または解任し、遅滞なく所轄の消防署長に届け出ること

● 防火管理業務を行わせる責務

防火管理者に「防火管理に係る消防計画」を作成させ、防火管理業務が消防法令の規定及び「防火管理に係る消防計画」に従って適正に行われるように指示、監督すること



🔑 管理権原者は、防火管理の最終責任者です。

防火管理者とは

防火管理業務の推進責任者として、防火管理に関する知識を持ち、管理的または監督的な地位にある者でなければなりません。必要に応じて管理権原者に指示を求め、防火管理業務に従事する者に対して防火管理上必要な指示を与え、誠実に職務を遂行することが求められます。

防火管理者の責務



🔑 防火管理者は、防火管理業務の推進役として管理権原者から選任された人です。なお、管理権原者が防火管理者になることもできます。

防火管理者が必要な建物

防火管理者が必要な防火対象物は、その用途と収容人員により決まります。
自分たちの建物がどの用途にあたるのか、「建物全体の用途判定と防火管理者の資格区分」を確認してください。[詳細 ▶ 表紙裏](#)

用途による防火対象物の区分

- **特定用途防火対象物**
劇場、飲食店、店舗、ホテル、病院など、不特定多数の人が出入りする用途がある防火対象物
- **非特定用途防火対象物**
共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所などの用途のみがある防火対象物

防火管理が必要な収容人員

※収容人員の算定方法は、消防法令で定められています。

火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等 (令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物の用途)を含む防火対象物	10人以上
特定用途防火対象物	30人以上
非特定用途防火対象物	50人以上

株式会社SBK札幌支店の場合



5階建て
面積／2,000㎡
用途／物品販売店舗 (4)項
収容人員／250人



管理権原者
代表取締役社長



防火管理者
支店長

株式会社SBK札幌支店は、特定用途防火対象物(物品販売店舗)で、収容人員が30人以上(250人)なので、防火管理者が必要です。

一つの建物に複数のテナントがある場合

テナントの防火管理者の資格区分

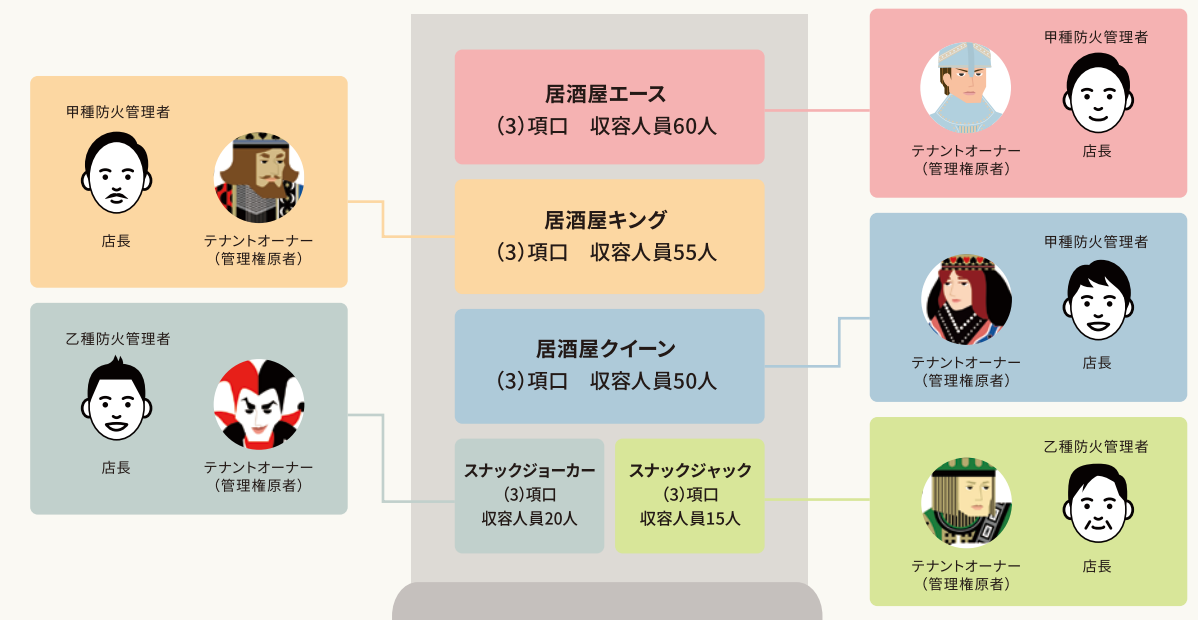
区分	甲種防火対象物に入居するテナント						乙種防火対象物に入居するテナント
テナント部分の用途	特定用途				非特定用途		すべて
	(6)項口		左記以外				
テナント部分の収容人員	10人以上	10人未満	30人以上	30人未満	50人以上	50人未満	すべて



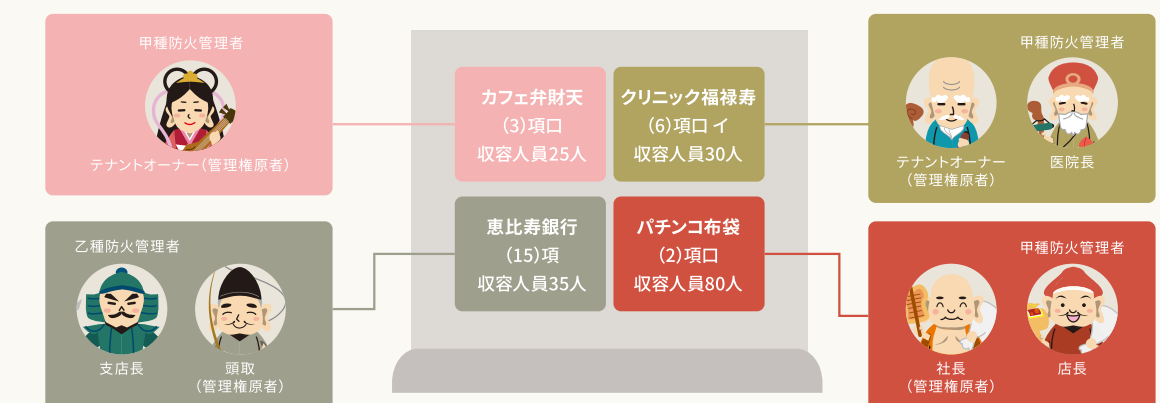
防火管理者の資格区分	甲種	甲種 or 乙種	甲種	甲種 or 乙種	甲種	甲種 or 乙種	甲種 or 乙種
------------	----	----------------	----	----------------	----	----------------	----------------

■ 参考例

トランプビル 面積540㎡ (3)項口 収容人員200人 甲種防火対象物



七福ビル 面積770㎡ (16)項イ 収容人員170人 甲種防火対象物



column 1

防火管理 番外地

～札幌市内の会場で受講できる防火管理講習と修了証の再交付～

防火管理者は、消防法令で定める資格を有する者でなければなりません。資格を有する者とは、次のとおりです。

●以下の機関が実施する防火管理講習を修了した者

- ・都道府県知事
- ・消防本部及び消防署を置く市町村の消防長
- ・一般財団法人 日本防火・防災協会

現在、札幌市で開催する講習の実施機関

●防火管理者として必要な学識経験を有する者

ここからは、現在、札幌市内で受講できる防火管理に関する講習と修了証を紛失した際の再交付の手続きを紹介します。

札幌市内で受講できる防火管理講習会

●甲種防火管理者の資格を取得したい方

講習種別	講習日数	年度開催回数	受講料
甲種防火管理新規講習	2日間	22回程度	8,000円
甲種防火管理・防災管理新規講習	2日間	8回程度	10,000円

●乙種防火管理者の資格を取得したい方

講習種別	講習日数	年度開催回数	受講料
乙種防火管理講習	1日間	1回程度	7,000円

●甲種防火管理者の資格を継続したい方

詳細 ▶ P057

講習種別	講習日数	年度開催回数	受講料
甲種防火管理再講習	半日	4回程度	7,000円
甲種防火管理・防災管理再講習 ※防災管理新規講習を受講している方に限ります。	半日	2回程度	7,500円

【講習の申込窓口】

申込先：一般財団法人 日本防火・防災協会 (Tel03-6263-9903)

申込方法：インターネットまたはFAX(※条件によっては、FAXのみの申込みとなります。)

- ・講習会情報URL (https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html)
- ・FAX番号 (03-6274-6977 または 03-6812-7140)

※講習の開催回数や受講料は、令和3年3月時点のものです。最新の講習会情報は、一般財団法人 日本防火・防災協会のホームページをご覧ください。



修了証再交付の手続き

講習の申込みを行った場所(機関)において、修了証の再交付を行っています。

札幌市内の会場で受講した場合であっても、札幌市の消防署で修了証の再交付ができるというわけではありませんので、注意してください。

●札幌市内の消防署に講習の申込みをした方

再交付窓口	お近くの消防署予防課
持参するもの	・修了証再交付申請書(用意できない場合は、窓口で記載をお願いします。) ・氏名、生年月日が確認できるもの(運転免許証など) ・現金(再交付手数料)
再交付手数料	修了証1枚につき500円
交付方法	不備などがなければ、その場で修了証を再交付します。
窓口時間	8時45分から17時15分まで(土日、祝祭日を除く)

注) 市外に在住の方は、手続き方法が異なりますので、消防局予防部予防課(011-215-2040)に確認してください。

注) 令和2年4月1日以降、消防署で講習の申込みは受付していません。

●一般財団法人 日本防火・防災協会(旧名称「日本防火協会」)に講習の申込みをした方

申請方法	インターネット	FAXまたは郵送
	協会ホームページから申請	○FAX送信先 03-6274-6977・03-6812-7140 ※受付時間は、9時00分から16時00分まで (土日、祝祭日を除く) ○郵送先 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 14F 一般財団法人 日本防火・防災協会 再交付担当 宛
再交付手数料	修了証1枚につき2,000円	
交付方法	入金が確認できてから3週間程で指定の送付先に郵送されます。	

※詳しくは、協会ホームページを確認してください。



●札幌市以外の消防本部等に講習の申込みをした方

講習の申込みをした消防本部等に確認してください。

防火管理講習の修了証には有効期限がなく、全国どこの消防本部等でも有資格者としての証明となります。

ただし、一定規模以上の防火対象物に選任されている防火管理者は、再講習が必要になる場合があります。

